（電子契約用）

業務委託契約に際しての留意事項

栃木県　県土整備部

参考 R8所長名

河又 伸一

1　契約書作成等の手続きについて

(1) 担当者と打ち合わせ（工期、契約日、前払金等）を行い、指示に従って下さい。

(2) 契約書等の提出先及び提出期限

① 提 出 先　　tochigi-dj@pref.tochigi.lg.jp

② 提出期限　　契約予定日の３日前（県の休日を除く）まで

２－１　契約時にメールで提出する様式及び留意事項（電子データで提出する必要がある様式）

提　出　書　類	留　　意　　事　　項
栃木県業務委託契約書 **（最新版を使用すること。）**	○　契約書は、改正点に注意の上、**最新のもの**を使用してください。 ○　契約日：落札日の翌日から起算して 10 日（県の休日を除く。）以内 ○　業務開始日（履行期間の始期日）：契約日の翌日から起算して７日（県の休日を含む。）以内 ○　履行期間の始期日及び末日は、県の休日と重ならないようにしてください。 ＜※県の休日：土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3) ＞ ○　日付の年表記については、元号と西暦を併記してください。 （例：令和○（20XX）年○月○日） ※　作成方法については、３に記載のとおりです。
栃木県業務委託契約に基づく協定書	○債務負担行為及び継続費に係る契約においては、担当者と協議の上、履行高予定額と支払計画額を記入してください。（原本は契約後、速やかに提出）
契約保証に関する書類（保証書）等 （指名通知等で契約保証を求めている委託業務の場合）	○　契約保証等の種類については以下のとおりです。 ・現金　　・有価証券　　※１ ※１　現金・有価証券の場合は事前手続きが必要ですので、その旨を事前に連絡願います。 ・金融機関※３又は保証事業会社の保証※４ ・履行保証保険（定額てん補特約付に限る。）※５ ・公共工事履行保証証券（履行ボンド）※５ 　　※２ ※２　**保証期間は契約日から工期の末日までを含む期間**です。 ※３　**金融機関の保証の場合、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後６ヶ月以上確保されていることが必要です。** **（保証債務履行の請求の有効期限が県の休日に当たる場合は、県の休日を除いた、その翌日になるよう有効期限を設定してください。）** **※４　東日本建設業保証（株）等が提供する電子保証サービスを利用する場合には「認証キー(PDF)」を暗号化処理の上提出してください(契約保証書の写しは不可)。暗号化処理とは、パスワード付き Zip ファイルをメールで送信し、メール以外の方法で当該パスワードを別途、栃木県へ連絡する方法等を指します。** **※５　保険会社が PDF 方式により発行する保険証券等を電子メールにより保険会社又は受注者から発注者に提出する方法は含まれません。** ○コピー機等でスキャンした契約保証書等の写し(PDF)をメールで提出してください。また、原本は、メール送信後に発注機関に提出してください。 スキャンする機材が無い場合には、契約保証書の記載事項が鮮明になっていることを確認した上で、画像ファイル（写真）で提出してください。
免税事業者届出書	○　**契約日を含む決算期のもの**を提出してください。（課税事業者は提出不要）

（電子契約用）

２－２　契約日以降に速やかに提出する書類、提出部数及び留意事項

提　出　書　類	部数	留　　意　　事　　項
委託業務工程表 （業務委託料が 50 万円未満の場合は省略可）	1	○　契約日に提出できない場合は、契約日の翌日から起算して５日（県の休日を含む。）以内に提出してください。
業務主任技術者及び照査技術者選任通知書	1	○　土木設計業務委託の場合は、**照査技術者についても記載**してください。
関連建設業者報告書 （設計業務委託のみ）	1	
栃木県業務委託契約に基づく協定書	2	○契約前にメールで提出し、総務課の確認を受けたものを提出してください。 ○２部のうち１部には収入印紙を貼り付けてください。

３　契約書の作成方法

(1) 契約書鏡の記載方法

契約書記載事項	記　　載　　方　　法
課税事業者 免税事業者	○（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）に金額を記載してください。 ○（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）を削除してください。
「鏡」の「５契約保証金」の欄	○　次のとおり記載してください。 ・現金の場合は納付した金額　→　○○○，○○○円 ・契約保証を求められていない業務委託　→　免除
「鏡」の「５契約保証金」の欄	・有価証券　→　担保（有価証券の提供） ・金融機関又は保証事業会社の保証　→　担保（銀行等の保証） ・履行保証保険　→　免除（履行保証保険） ・公共工事履行保証証券（履行ボンド）　→　免除（公共工事履行保証証券）
「鏡」の中段にある「**発注者**○○と**受注者**○○は、」の欄	○　「発注者 **栃木県** と受注者 **株式会社○○○○○** は、」と記載してください。（代表者名、支店名等の記載は不要）

※　建築物の設計業務委託又は工事監理業務委託の場合には、建築士法に係る条項を鏡に追加した上で、別紙様式を提出する必要があります。

(2) 契約条項の削除又は訂正について

削除又は訂正を必要とする場合	削除又は訂正を必要とする条文等
契約保証が免除の場合	○　第５条を Delete キーで削除し、「(条項削除)」と入力してください。
単年度（繰越し含む）契約の場合	○　第４０条・第４１条を Delete キーで削除し、「(条項削除)」と入力してください。
低入札調査基準価格を下回った価格で契約する場合	○　第５条第２項及び第５項並びに第５５条第２項の中の「業務委託料の１０分の**1**」を「業務委託料の１０分の**3**」に訂正入力してください。

(3) メールの添付順及びファイル名の記載方法（該当が無い場合は、接頭の番号を繰り上げて記入）

○ 01 栃木県業務委託契約 鏡 ［契約番号　業務名］（Microsoft Word）
○ 02 栃木県業務委託契約 契約条項 ［契約番号　業務名］（Microsoft Word）
○ 03 協定書 ［契約番号　工事名］（Microsoft Word）　（原本は契約後、速やかに提出）
○ 04 契約保証書（写し）［契約番号　業務名］（JPEG, PNG, PDF のいずれか）　※
○ 05 免税事業者届出書［契約番号　業務名］（Microsoft Word）

※　東日本建設業保証（株）等が提供する電子保証サービスを利用する場合は、次のとおり記載してください。

○04　認証キー［契約番号　業務名］（PDF）

（電子契約用）

４　前金払について

⑴ 前払金を請求できる業務委託は次のとおりです。

① 設計及び調査　：　業務委託料３００万円以上の業務委託

② 測量　　：　業務委託料２００万円以上の業務委託

⑵ 限度額は業務委託料の３０％以内で、前金払の保証が必要です。

⑶ 請求をする場合は、**請求額及び時期等について事前に監督員へ相談してください**。

５　契約関係について、不明な点等がある場合は、下記にお問い合わせください。

〒328-8504　栃木市神田町６－６
栃木土木事務所　管理部　総務課
TEL　０２８２－２３－３４３３
FAX　０２８２－２３－３５４４